

協会通知

令和5年度(2023年)「貨物自動車運送事業安全性評価事業」 (Gマーク)申請受付開始に伴う事業者説明会の開催について

(一社)鳥取県トラック協会

今年度の貨物自動車運送事業安全性評価事業の申請書類の領布等につきまして、次の通り実施されますのでお知らせいたします。令和5年7月より申請受付開始を予定しております。申請受付については、制度と申請に係わる事業者向け説明会を、次の通り実施致しますのでお知らせいたします。

予定スケジュール

	日 時 等
申請書領布	5月1日(月)～6月30日(金)(土・日曜日は除く) ※鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関(鳥取県トラック協会)で入手して下さい。
申請期間	7月3日(月)～7月14日(金)(土・日曜日は除く) ※鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関(鳥取県トラック協会)に提出して下さい。 ※郵送による申請は一切認められません。
事業者説明会	5月12日(金) 13:30～16:30 琴浦町生涯学習センター「まなびタウンとうはく」4階研修室 鳥取県東伯郡琴浦町徳万591
申請書類等の事前確認	6月5日(月)～23日(金) 8:30～17:00 ※鳥取県トラック協会 適正化事業 (TEL 0857-22-2694) 倉吉事務所 (TEL 0858-26-4770) 米子事務所 (TEL 0859-27-3041)

評価対象：評価を希望する一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業所(営業所)を単位とします。
(貨物軽自動車運送事業は評価の対象から除かれます)

申請資格要件(一部抜粋)

申請資格は、申請基準日(2023年7月1日)現在で以下の事項の全てを満たす事業所とします。

- ①事業開始後(運輸開始後)3年を経過していること。
※ 営業所が開設され、事業を開始してから3年を経過していること。
- ②配置する事業用自動車の数が5両以上であること。
- ③A、虚偽の申請、その他不正な手段等(以下、「不正申請等」という。)により申請の却下又は評価の取消しを受けた事業所にあつては、当該却下又は取消しに係る申請年度後2事業年度を経過していること。
B、不正申請等により認定の取消しを受けた事業所にあつては、取消し後2年を経過していること。
- ④認定証、認定マーク及び認定ステッカー等(以下、「認定証等」という。)の偽造もしくは変造又は不正な使用により是正勧告を受けた事業所にあつては、当該是正勧告の履行状況が確認され、及び偽変造等に係る認定証等の提出を受けた日後3年を経過していること。

令和5年度(2023年度)「安全評価事業Gマーク」説明会 参加申込書

会社名	
参加者名	
所在地	
連絡先・電話番号	

申込先：鳥取県トラック協会 FAX(0857-27-7051)まで。
このページをコピーして、ご利用下さい。

※申込期間：5月8日(月)まで